

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① 法人本部拠点(社会福祉事業)
「法人本部」
 - ② 障害福祉サービス事業多機能型事業所飛翔食房拠点(社会福祉事業)
「障害福祉サービス事業飛翔食房(就労支援)」
「障害福祉サービス事業飛翔食房(就労継続支援A型)」
「障害福祉サービス事業飛翔食房(就労継続支援B型)」
「障害福祉サービス事業飛翔食房(就労定着支援)」
 - ③ 障害福祉サービス事業多機能型事業所訓練はばたけ拠点(社会福祉事業)
「障害福祉サービス事業訓練はばたけ(生活訓練)」
「障害福祉サービス事業訓練はばたけ(生活介護)」
 - ④ 障害福祉サービス事業共同生活事業はばたけ寮拠点(社会福祉事業)
「障害福祉サービス事業はばたけ寮(共同生活援助)」
 - ⑤ 障害福祉サービス事業地域活動支援センター翔拠点(社会福祉事業)
「障害福祉サービス事業地域活動支援センター」
「障害福祉サービス事業地域活動支援センター(特定相談支援)」
 - ⑥ 障害福祉サービス事業麺工房はばたけ拠点(社会福祉事業) 令和3年4月開設予定
「障害福祉サービス事業麺工房はばたけ(就労継続支援B型)」
 - ⑥ 不動産賃貸事業はばたけ不動産拠点(収益事業)
「不動産賃貸事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	52,879,211	25,892,388	0	78,771,599
建物	55,972,267	59,915,249	6,695,057	109,192,459

合計	108,851,478	85,807,637	6,695,057	187,964,058
----	-------------	------------	-----------	-------------

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	259,939,359	150,746,900	109,192,459
小計	259,939,359	150,746,900	109,192,459
その他の固定資産			
建物	5,670,854	267,055	5,403,799
構築物	5,416,524	3,090,699	2,325,825
機械及び装置	14,981,423	11,743,113	3,238,310
車輛運搬具	19,062,170	16,133,065	2,929,105
器具及び備品	65,722,539	57,430,011	8,292,528
小計	110,853,510	88,663,943	22,189,567
合計	370,792,869	239,410,843	131,382,026

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	30,099,501	0	30,099,501
合計	30,099,501	0	30,099,501

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位:円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員・兼務等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人	南幡龍	青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津265	236,825,691	飲食業		兼任2名		食品の加工及び配送等	14,481,844	事業未収金	2,092,073

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品—定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
 - (4) 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1) 法人本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
 - (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（多機能型事業所飛翔食房拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品—定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (4) 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 多機能型事業所飛翔食房拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
- ア 就労移行支援サービス区分
 - イ 就労継続支援A型サービス区分
 - ウ 就労継続支援B型サービス区分
 - エ 就労定着支援サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	15,009,754	0	0	15,009,754
建物	31,494,549	0	3,843,230	27,651,319
合計	46,504,303	0	3,843,230	42,661,073

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	123,247,692	95,596,373	27,651,319
小計	123,247,692	95,596,373	27,651,319
その他の固定資産			
構築物	4,321,256	2,531,809	1,789,447
機械及び装置	14,517,023	11,618,657	2,898,366
車輛運搬具	11,720,170	10,093,527	1,626,643
器具及び備品	47,585,378	42,558,543	5,026,835
小計	78,143,827	66,802,536	11,341,291
合計	201,391,519	162,398,909	38,992,610

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	13,261,616	0	13,261,616
合計	13,261,616	0	13,261,616

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（地域活動支援センター翔拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 地域活動支援センター翔拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 地域活動支援センターサービス区分
 - イ 特定相談支援事業サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,869,457	0	0	3,869,457
建物	4,615,936	0	915,045	3,700,891
合計	8,485,393	0	915,045	7,570,348

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	34,250,418	30,549,527	3,700,891
小計	34,250,418	30,549,527	3,700,891
その他の固定資産			
構築物	1,095,268	558,890	536,378
車輛運搬具	2,712,000	2,711,997	3
器具及び備品	12,019,257	10,718,462	1,300,795
小計	15,826,525	13,989,349	1,837,176
合計	50,076,943	44,538,876	5,538,067

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	4,764,100	0	4,764,100
合計	4,764,100	0	4,764,100

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（はばたけ寮拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品—定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 共同生活事業はばたけ寮拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 共同生活援助サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	14,300,000	0	0	14,300,000
建物	9,829,081	0	1,016,869	8,812,212
合計	24,129,081	0	1,016,869	23,112,212

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	20,301,000	11,488,788	8,812,212
小計	20,301,000	11,488,788	8,812,212
その他の固定資産			
建物	3,960,000	235,950	3,724,050
器具及び備品	2,886,825	2,471,752	415,073
小計	6,846,825	2,707,702	4,139,123
合計	27,147,825	14,196,490	12,951,335

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高

事業未収金	5,587,633	0	5,587,633
合計	5,587,633	0	5,587,633

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（訓練はばたけ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 多機能型事業所訓練はばたけ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 自立訓練(生活訓練)サービス区分
 - イ 生活介護サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	19,700,000	0	0	19,700,000
建物	10,032,701	0	919,913	9,112,788
合計	29,732,701	0	919,913	28,812,788

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	22,225,000	13,112,212	9,112,788
小計	22,225,000	13,112,212	9,112,788
その他の固定資産			
機械及び装置	464,400	124,456	339,944
車輛運搬具	4,630,000	3,327,541	1,302,459
器具及び備品	2,846,052	1,681,254	1,164,798
小計	7,940,452	5,133,251	2,807,201
合計	30,165,452	18,245,463	11,919,989

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	6,486,152	0	6,486,152
合計	6,486,152	0	6,486,152

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（麵工房はばたけ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (4) 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 麵工房はばたけ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 就労継続支援B型サービス区分(令和3年度開始予定)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	25,892,388	0	25,892,388
建物	0	59,915,249	0	59,915,249
合計	0	85,807,637	0	85,807,637

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	59,915,249	0	59,915,249
小計	59,915,249	0	59,915,249
その他の固定資産			
建物	217,800	0	217,800
器具及び備品	385,027	0	385,027
小計	602,827	0	602,827
合計	60,518,076	0	60,518,076

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（はばたけ不動産賃貸事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品—定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) はばたけ不動産賃貸事業拠点の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア はばたけ不動産賃貸事業(収益事業)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	1,493,054	31,105	1,461,949
小計	1,493,054	31,105	1,461,949
合計	1,493,054	31,105	1,461,949

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし